

徳島県環境影響評価審査会 平成30年度第2回 要録

(委員)

回避または低減することが期待したとおりできればいいができない場合どうするのか。

(委員)

事業が直接的な生態系等へ及ぼす影響だけではなくて、事業実施された後、風水害等で間接的に生態系等への影響も考えられる。

(委員)

事業によって、災害の誘因となってしまうようなことがないような配慮をして欲しい。

(委員)

直接的あるいは間接的な自然環境、生活環境等に影響がある場合には、まず予測をしてどう対応するか。

(委員)

事業予定地の尾根周辺は、標高が1200m以上、最大傾斜角が20度以上で開発にはあまり適していない。雨が多く地形・地質的にも崩れやすい自然環境が特徴。急傾斜地で土砂の生産量、崩壊量の大きい地域で台風の直撃ルート。

作業道を設置により、スーパー林道の拡幅に伴う森林伐採で大量の土砂生産を引き起こす引き金になる可能性が非常に高い。

大型資材搬入のためにどの程度の道路改修が必要。

種の保護法に基づく国内希少植物、イシヅチテンナンショウやツルギテンナンショウ、もう日本の中でもこの一帯にしかない。

自然度7以上の植生、控えめに1キロと想定しても、東四国の良好な生態系の7%が消失ならびに影響を受けるということが示される。

クマタカ、森林性のフクロウなど、そういった鳥類への影響が極めて大きい。

他の事業との累積的影響についての複合影響評価。

登山利用者、ファガスの森など山を利用する人々の意見が欠落。

(委員)

景観は展望台だけの話ではなく、あの地域に暮らす人にどう見えるかというのも十分景観。道路ができ、スーパー林道が拡がったときに、山がどう見えるかというのも景観として配慮すべき。

(委員)

立地条件について、風力の導入ポテンシャル評価は著しく低い。

災害リスクについて、急傾斜地かつ断層破碎帯が露出するため不安定要因をもつ地盤が

大半を占める。計画区域は、台風の直撃ルート上に位置し、年間降水量は 3000mm に達する。

資材運搬について、既存の一般道及び林道での広い幅員の道路整備が不可欠である。

当該計画区域は、ブナ林を始めとする自然度の高い冷温帯広葉樹林が残存するほか、本県の良い生態系の拡大方針を示した「とくしまビオトープ・プラン」で拠点に位置づけている地域である。希少生物が数多く分布し、特に、四国全体でも生息域が限定されるツキノワグマやイヌワシ、クマタカ、ニホンカモシカなどの生息域が該当する。

(委員)

配慮書を出し直しという総括。不備が多すぎて科学的に判断できない状態。

(委員)

希少生物への対応や防災面について、あらゆる措置を講じても重大な影響を回避又は大幅に低減できない場合、これを踏み込んで考えておく必要がある。当該事業の取りやめも含めた事業計画の抜本の見直しがあるというのは、非常に大事。

(委員)

今日頂戴した意見で欠けてたのが、景観。人々の活動によって、あるいはそんなことで景観は形作られておるといふふうなことですし、景観の視点場とか色々あるんですが、そういうふうなことを少なくとも付け加えるということが一点。

それから回避・低減出来ない場合はどうするかということについて、何らかの文言を少し文面を入れていく。

災害のリスクは災害そのものについてじゃなくて、そういったことによって土地の改変等、拡幅も含めて。